

企業活動再開にあたって推奨される衛生・防疫基準

1. 一般的推奨事項

- ・ 65歳以上の高齢者、呼吸器系疾患を持つ従業員、妊婦の在宅勤務化
- ・ 郵便・配達物の受け渡しにあたっての直接の接触の回避
- ・ 職場での大規模イベントの禁止
- ・ 出張の制限
- ・ 医療機関と連携しての職場での定期的な従業員の検診

2. 従業員への情報提供

- ・ 新型コロナウイルス感染症の症状、罹患時の対処法の周知
- ・ 衛生・防疫措置の周知
- ・ 新型コロナウイルス感染症まん延地域での休暇取得の非推奨
- ・ 防護服、マスク等の保護具使用規則の周知
- ・ 罹患時のホットラインの周知
- ・ 虚偽情報拡散に対する責任の周知

3. 工場等への移動手手段等

- ・ 自家用車を持たない社員の送迎時の注意(特定地での集合・乗降)
- ・ 送迎用車両の消毒
- ・ 磁気カード等利用による工場等の入り口でのID確認の簡素化
- ・ 工場等入り口で列に並ぶ場合、従業員同士の一定の間隔の確保、そのための目印設置
- ・ 交代制の場合、前の時間帯と後の時間帯が重ならないようにすること
- ・ 出口と入口の分離
- ・ 非接触式体温計による検温
- ・ 労働者及びその家族等の健康状態、外国・他地域からの来訪者との接触有無の問診
- ・ 建物等に入る際の手の消毒
- ・ 業務に関係しない者の立ち入りの禁止

4. 現場等での留意事項

- ・ ライン、職能グループごとに接触しないようにする措置の導入
- ・ 従業員の分散化(作業ごとに階や部屋を分ける、交代制にする等)
- ・ 社内での物品・書類搬送のための職員の特定化
- ・ 昼食、休憩ができる場所の限定

- ・ 製造ラインでの換気等の特別な配慮
- ・ 一定の場所に滞留する従業員数の制限(50 平方メートル未満＝最大 5 人、100 平方メートル未満＝最大 10 人、200 平方メートル未満＝最大 25 人、200 平方メートル以上＝最大 50 人)
- ・ 従業員同士の一定の間隔の確保、そのための目印設置
- ・ 4 時間に 1 回の検温
- ・ 工場内、事務室、共用部分の定期的な消毒・清掃
- ・ 手で触れる部分(ドアノブ、スイッチ、手すり、テーブル、いすの背もたれ、機械類)の消毒(2～4 時間に 1 回)
- ・ 従業員が常駐する箇所の空気の殺菌
- ・ 2 時間ごとの空気の入れ替え
- ・ 従業員へのマスク、消毒剤、ウェットティッシュ、手袋の供与
- ・ 食事の際のグループ分け・時間制限
- ・ 作業現場での飲食の禁止、食堂がない場合の食事専用室の設置
- ・ 食堂営業時の予防・殺菌措置の実施
- ・ 共用部分への洗面台と消毒剤容器の設置

(出所)連邦消費者権利保護・福利監督局